## 指定学校の変更について

雄武町教育委員会

## ◆指定学校の変更について

児童、生徒の通学校は居住地により指定されますが、下記の理由等により指定学校の変更を希望する場合は、雄武町教育委員会管理課学校教育係へ申請して下さい。教育委員会において就学校の変更について審議します。

	変更理由	内容の説明	添付書類
1	転居	①学年の途中で、他の学校区へ転居した場合	<ul><li>・通学経路のわかるもの</li></ul>
		②新入学児童で、年度途中に転居することが確	<ul><li>住宅売買契約書、賃貸借</li></ul>
		定している場合	契約書の写し等転居予定
			のわかるもの
2	身体的理由	①継続的な加療等によって、指定学校への就学	<ul><li>医師の診断書等(身体の</li></ul>
		が困難な場合	状況が確認できるもの)
3	家庭の事情	①保護者の就労によって、帰宅後に保護者が不	• 保護承諾書
		在のため、親族宅等から通学する場合	
4	いじめ、不登校	①いじめの回避又は不登校の回復を目的とする	
		場合	
5	小学校の通学	①新入学児童で、自宅又は預かり先からの通学	・通学距離届出書
	距離	距離が指定学校よりも短い学校へ通いたい場	・通学経路のわかるもの
		合	・保護承諾書(預かり先か
			ら通学する場合)
6	その他	①特別な事情によって、居住地に住民登録をす	・教育委員会が必要と認め
		ることができない場合	る書類
		②兄弟姉妹が指定学校を変更しており、同一の	・教育委員会が必要と認め
		学校に入学したい場合	る書類
		③その他教育上配慮が必要と認められる場合	<ul><li>教育委員会が必要と認め</li></ul>
			る書類

## 【注意事項】

- ①添付書類の「通学経路がわかるもの」については、教育委員会が提出を求めた場合のみ、提出して いただくようになります。
- ②申請期間は、上記の5については、前年度の11月1日から11月30日までとし、新年度からの変更となります。その他の項目については、随時申請ができます。
- ③上記の5の項目については、新入生に加え、年度途中で転居する児童も対象となります。
- ④上記の5以外の項目については、毎年度申請をしていただく必要があります。
- ⑤上記の1の②・2・4の項目以外は、自力通学ができることが条件となります。